

**3歳未満児の障害児支援に係る利用料無償化に伴う  
多子軽減・利用者負担額上限額管理等の事務取扱について**

1 多子軽減の取り扱いについて

多子軽減及び無償化対象の双方の対象児童であった場合、その児童の受給者証には文言の記載は両方記載されます。

2 利用者負担上限額管理対象者該当の有無について

利用者負担上限額管理が必要になる児童は、負担額が利用者負担上限額を超える可能性があるものとして、区・支所が認定した児童で、同一月において、複数事業所を利用する方ですが、無償化対象児童はこの条件に合致しないことから、利用者負担上限額管理は不要となります。

また、複数児童世帯のうち、**無償化対象児童を除く受給者が一人の場合 ※**は、令和4年10月より以下のように上限額管理の対応をお願いいたします。

※ 世帯において無償化対象児童を除く受給者が2人以上の場合、無償化対象外児童は原則従来どおりです。

例 : 9月までA事業所が上限額管理事業所だった場合

弟 2歳（無償化対象児童）

兄 8歳（無償化対象外児童）

パターン① 利用事業所 弟 A  
兄 A

パターン② 利用事業所 弟 A  
兄 B

	9月まで	10月から
弟	該当 A	無償化のため非該当
兄	該当 A	非該当

パターン③ 利用事業所 弟 A B  
兄 A B

パターン④ 利用事業所 弟 A B  
兄 C D

	9月まで	10月から
弟	該当 A	無償化のため非該当
兄	該当 A	該当 A

	9月まで	10月から
弟	該当 A	無償化のため非該当
兄	該当 A	該当 (CorD)